佐賀県告示第26号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成25年2月5日から平成25年3月4日まで 佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月5日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	西松浦郡有田町北ノ川内字中谷丙 1072	平成 25 . 2 . 5
曲川心野線	番 2 地先から 西松浦郡有田町北ノ川内字中谷丙 1078	
	番 1 地先まで	